

令和6年度ミックスダブルスカーリング日本代表選考規程(案)

(目的)

第1条 一般社団法人日本車いすカーリング協会(以下、「JWCA」という)の日本代表選考基準を明らかにすること目的とする。

(選考対象者)

第2条 日本代表選手は、以下の者から本規程第3条以下の定めに従い選考する。

- ① JWCA 正会員であること
- ② 令和6年度ミックスダブルスカーリング強化指定選手選考規程に基づき、強化指定を受けていること

(選考方法)

第3条 日本代表選手は次の通り選考をする

- 1) 「ナブテスコ車いすミックスダブルスカーリング 強化指定選考大会」成績最上位チーム。
ただし、チームメンバーに変更があった場合には、本規程第5条の定めによるものとする。
- 2) 選考大会が開催されない場合には、日本代表選手は理事会で決定する。

(派遣大会)

第4条 日本代表は次の大会に派遣する

- 1) 当該年度に開催される世界車いすミックスダブルスカーリング選手権大会

(選手の変更)

第5条 日本代表の選手変更について次のように定める。

- 1) 変更は認めない。チームメンバーに変更がある場合は次点チームを日本代表とする。
- 2) 選考大会出場チームからの選考ができない場合は、強化推進部の推薦により、理事会で決定する。

(日本代表帯同コーチ)

第6条 日本代表帯同コーチは 次の通りとする。

- 1) 日本代表チームより推薦のあった者
 - 2) JWCA 強化推進部門(以下、「強化推進部」とする)より推薦のあった者
- その他スタッフの帯同が必要な場合、チームは強化推進部に対し、強化推進部の求めに応じて資料を提出し、強化推進部からの承認を求めなくてはならない。

(日本代表の決定)

第7条 日本代表選手、コーチならびにスタッフについては、強化推進部が推薦し、対象大会開催の前月理事会の承認によって決定する。

(不服申立)

第8条 選手選考に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

(規定外事項)

第9条 本規程に定めのない事項については、理事会で決定する。

附 則

この規程は、2024年10月7日から施行する。